（生活保護法の一部改正）

第六条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二中「、第三十二条第二項」を削り、「被保護者に対して交付する保護金品」の下に「、第三十二条第二項の規定により被保護者若しくはその親権者若しくは未成年後見人に対して交付する保護金品（以下この条において「教育扶助のための保護金品」という。）」を、「その他の被保護者」の下に「（教育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第五十四条の二第二項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に改め、同条第三項中「上欄」を「第一欄」に、「下欄」を「第三欄」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。

第五十五条の三第二号から第四号までの規定中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改める。

第七十三条第三号中「次号、第七十五条第一項第二号及び第七十八条第三項において」を「以下」に改める。

第七十八条の二の次に次の一条を加える。

（返還額等の収納の委託）

第七十八条の三　第六十三条の規定により返還しなければならないものとして保護の実施機関の定める額（以下この項において「返還額」という。）又は第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定により都道府県又は市町村の長が徴収することとした額（第七十七条第一項にあつては、同条第二項の規定により家庭裁判所が定める額を含む。以下この項において「徴収額」という。）の収納の事務については、保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

2　保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、保護の変更、廃止又は停止に伴い、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

3　就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長が、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づき、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の収納の事務については、当該就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

第八十四条の四第一項及び第八十六条第一項中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改める。

同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サー
ビスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条
第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定
による同法第四十一条第一項本文の指定の取消し
があつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規
定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力
が失われたとき。

同法第七十五条第二項の
ビスの事業の廃止があつ
第一項若しくは第百十五
による同法第四十一条第

同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サー
ビスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条
第二項、第七十七条第一項若しくは第百十五条の
三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項
本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七
十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一
項本文の指定の効力が失われたとき。

同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サー
ビスの事業の廃止があつたとき、同法第七十二条
第二項、第七十七条第一項若しくは第百十五条の
三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項
本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七
十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定
により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が
失われたとき。

同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域
密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法
第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二
第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同
法第七十八条の十二において読み替えて準用する
同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十
二条の二第一項本文の指定の効力が失われたと
き。

同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域
密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法
第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二に
おいて読み替えて準用する同法第七十一条第二項
の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指
定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の
十二において読み替えて準用する同法第七十条の
二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項
本文の指定の効力が失われたとき。

同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域
密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法
第七十八条の十若しくは同法第七十八条の十二に
おいて読み替えて準用する同法第七十二条第二項
の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指
定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の
十二において読み替えて準用する同法第七十条の
二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により
同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失
われたとき。

同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適
用する同法第七十八条の五第二項の規定による指
定地域密着型サービスの事業の廃止があつたと
き、同法第七十八条の十七の規定により読み替え
て適用する同法第七十八条の十の規定による同法
第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつ
たとき、又は同法第七十八条の十五第一項の規定
により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効
力が失われたとき。

同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域
密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法
第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二
第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同

があつたとき、又は同法
定により同法第四十一条
が失われたとき。

同法第七十五条第二項の
ビスの事業の廃止があつ
第一項若しくは第百十五
による同法第四十一条第
があつたとき、又は同法
くは第七十一条第二項の
条第一項本文の指定の効

同法第七十五条第二項の
ビスの事業の廃止があつ
第一項若しくは第百十五
による同法第四十一条第
があつたとき、又は同法
くは第七十二条第二項の
条第一項本文の指定の効

同法第七十八条の五第二
密着型サービスの事業の
第七十八条の十の規定に
第一項本文の指定の取消
法第七十八条の十二にお
同法第七十条の二第一項
二条の二第一項本文の指
き。

同法第七十八条の五第二
密着型サービスの事業の
第七十八条の十の規定に
第一項本文の指定の取消
法第七十八条の十二にお
同法第七十条の二第一項
項の規定により同法第四
指定の効力が失われたと

同法第七十八条の五第二
密着型サービスの事業の
第七十八条の十の規定に
第一項本文の指定の取消
法第七十八条の十二にお
同法第七十条の二第一項
項の規定により同法第四
指定の効力が失われたと

同法第七十八条の十七の
用する同法第七十八条の
定地域密着型サービスの
き、同法第七十八条の十
て適用する同法第七十八
第四十二条の二第一項本
たとき、又は同法第七十
により同法第四十二条の
力が失われたとき。

同法第七十八条の五第二
密着型サービスの事業の
第七十八条の十の規定に
第一項本文の指定の取消